

平成 29 年 12 月 15 日

株 主 各 位

三重県四日市市西新地 7 番 8 号
株式会社 三重銀行
取締役頭取 渡 辺 三 憲

株式移転に伴う当行株式のお取扱いについて

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当行は、本日開催の臨時株主総会において、株式会社第三銀行と共同して、平成 30 年 4 月 2 日（月曜日）を株式移転の日として、完全親会社となる株式会社三十三フィナンシャルグループ（以下、「三十三フィナンシャルグループ」といいます。）を設立し、その完全子会社となることを決議いたしました。

つきましては、株式移転に伴う当行株式のお取扱いについて下記のとおりご案内申し上げます。

なお、株主の皆さまにお願いする特段のお手続きはございませんので、念のため申し添えます。

敬 具

記

1. 三十三フィナンシャルグループ株式の割当の時期および方法

平成 30 年 3 月 31 日（土曜日）の最終の当行株主名簿に記載または記録されました株主の皆さまに対し、ご所有株式 1 株につき 1 株の割合をもって三十三フィナンシャルグループの株式を割当交付いたします。割当交付された三十三フィナンシャルグループの株式は平成 30 年 4 月 2 日（月曜日）付でお取引の証券会社等（特別口座の口座管理機関を含む）の振替口座簿へ記録されますので、同日以降、売却が可能です（※1）。なお、「株式移転に伴う割当株式数のご通知」は、平成 30 年 5 月上旬にお届出のご住所またはご指定の場所あてにご送付申しあげる予定です。

2. 株式の流通について

当行株式の流通については、以下のとおりとなりますので売買等の際ご注意ください。

年月日(予定)	日 程	株式の流通
平成30年3月28日(水)	当行株式の上場廃止日	この日以降、当行株式の証券取引所での売買はできません。
平成30年4月2日(月)	株式移転の日	この日以降、株式移転比率に応じた数の三十三フィナンシャルグループの株式として売買が可能となります（※1）。

（※1）特別口座に記載されている株式は、単元未満株式の買取・買増請求を除き、現状のままでは売買をすることができません。売却には、証券会社に取引口座を開設し、特別口座の株式を取引口座へ振り替える手続きが必要です。振替手続き完了後、売却が可能となります。

3. 単元未満株式の買取・買増について

単元未満株式の買取（ご売却）・買増（ご購入）請求の日程は以下のとおりとなります。
なお、三十三フィナンシャルグループの単元株式数は 100 株となります。

(1) 買取請求の日程について

年 月 日	買取請求のお取扱い
平成30年3月26日(月)	買取請求取次依頼書の受付は、左記日付まで従来どおりお取扱いいたします。 ^(※2)
平成30年3月27日(火) ～ 平成30年4月1日(日)	この期間中は、単元未満株式の買取請求の受付を停止させていただきます。
平成30年4月2日(月)	割当後の三十三フィナンシャルグループの単元未満株式（100 株未満）につきましては、買取請求取次依頼書の受付を開始いたします。取次依頼書には割当後の三十三フィナンシャルグループの単元未満株式（100 株未満）の株式数をご記入ください。

(2) 買増請求の日程について

年 月 日	買増請求のお取扱い
平成30年3月14日(水)	買増請求取次依頼書の受付は、左記日付まで従来どおりお取扱いいたします。 ^(※2)
平成30年3月15日(木) ～ 平成30年4月1日(日)	この期間中は、単元未満株式の買増請求の受付を停止させていただきます。

(※2) 上記の買取・買増請求の受付日程は、株式会社証券保管振替機構が定める標準日程を記載しております。実際の受付日程は証券会社等により異なる場合がございますので、詳細はお取引の証券会社等(特別口座の口座管理機関を含む)にご確認ください。

割当後の三十三フィナンシャルグループの単元未満株式（100 株未満）を所有される株主さまは、単元株式数（100 株）となるよう三十三フィナンシャルグループへ買増請求をすることができます。

ただし、三十三フィナンシャルグループは新設会社であり、設立当初は自己株式を所有していない状態であるため、一定数の自己株式を所有するまでの期間、株主さまからの買増請求の受付を停止させていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

4. 本件に関する照会先

その他ご不明な点がございましたら、以下の照会先までお問い合わせください。

株主名簿管理人および
特別口座の口座管理機関

日本証券代行株式会社

照 会 先

日本証券代行株式会社 代理人部

〒168 - 8620 東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号

フリーダイヤル 0120-707-843 (平日 9 : 00 ~ 17 : 00)

【新会社への引継について】

現在、当行株式に関してお届けいただいている内容につきましては、三十三フィナンシャルグループ株式に関するものとして引き継がさせていただきます。

ただし、当行および株式会社第三銀行の双方の株主さまで、配当金の受領に関し、どちらか一方のみ銀行口座振込を指定されている場合は、配当金の受領方法は、銀行口座振込とさせていただきます。

以 上